

報道発表資料

平成 22 年 11 月 25 日

独立行政法人国民生活センター

## ますますエスカレートするマンションの悪質な勧誘 —増加する「強引・強迫」「長時間」「夜間」勧誘—

2009年度に全国の消費生活センターに寄せられたマンションの勧誘に関する相談件数は対前年比22%増（5,355件）と大きく増加した。また、2005年度以降2010年度（10月末日登録分まで）までの5年間の総件数は2万2,160件となっている。

一方、消費者トラブルメール箱<sup>1)</sup>に寄せられる情報においては、2006年度以降は毎年100件を超え続けており、同様の傾向にある。

なかでも「投資用マンションの購入を強く迫られ、断ると脅された」等の相談が増え続けている。電話勧誘の場合は勤務先に非通知でかけてきて、業者名も名乗らないケースが目立ち、「マンション経営で節税を」「税金の還付がある」「安定した家賃収入で老後が安心」というセールストークをはじめ「住宅に関するアンケート」に答えてほしいと電話をしてくる手口が見受けられる。訪問販売の場合は、執拗な勧誘に根負けして会う約束をさせられる、「免許証」「保険証」「源泉徴収票」を提出させられて個人情報を取られるといったケースが見られる。

このような勧誘を規制する法律としては、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」）があり、同法では契約にあたって相手を威迫してはならないと定めているほか、同法施行規則では電話による長時間の勧誘等により相手を困惑させてはならないと定めている。それにもかかわらず、2009年度の相談（5,355件）を相談内容キーワードで見ると「強引・強迫」4,463件、「長時間勧誘」491件、「夜間勧誘」341件と、問題のある勧誘が行なわれていることを示す統計結果が出ている。

そこでマンションの悪質な勧誘による被害を防止するため消費者へ情報提供を行い、併せて、関係官庁ならびに業界団体に規制強化を要望する。

### 1. PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)<sup>2)</sup>にみる相談の概要

#### (1) 相談件数

マンションの勧誘に関する相談件数<sup>3)</sup>は2005年度以降、年々増加傾向にある。2010年度

1) 国民生活センターでは、消費者被害の実態をリアルタイムで把握し、消費者被害の防止に役立てるため、2002年4月8日にインターネットを利用した情報収集システム（「消費者トラブルメール箱」）を開設した。寄せられる情報は消費者問題の拡大防止のために利用され、受信された情報からは危害に関する注意情報も多数発信されている。

2) PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

3) マンションの電話勧誘や訪問による勧誘のうち、強引・脅迫まがいなど販売方法に問題がある相談や、契約・解約に関する相談について集計している。なお、電話や訪問による勧誘の後、事務所等で契約するケースなども含まれる。

においては、10月末日までに、2,802件が登録されており、前年同期と比べて上回っている(図1)。



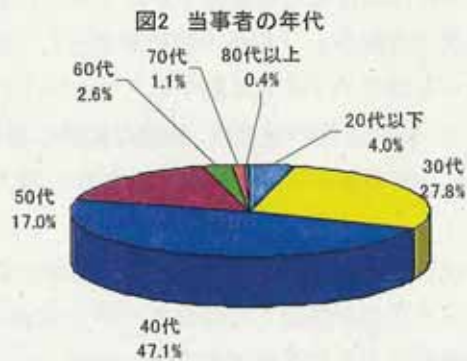
## (2) 勧誘を受けた当事者の属性

以下は、2005年度以降PIO-NETに登録された相談2万2,160件を分析した内容である。

(※不明・無回答は除く)

### 1) 年代別内訳

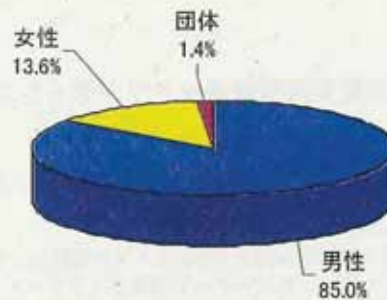
最も多いのは40代で47.1%、次いで30代が27.8%となっている。平均年齢は43歳である(図2)。



### 2) 性別内訳

男性が85.0%と圧倒的に多くなっている(図3)。

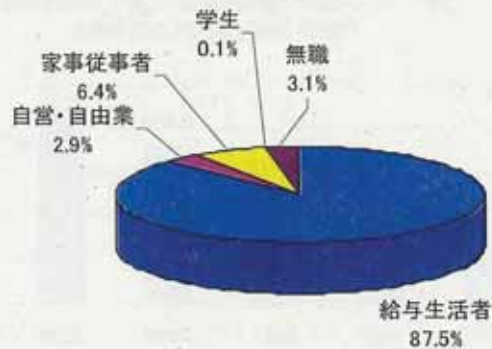
図3 当事者の性別



### 3) 職業別内訳

給与生活者 (87.5%)、家事従事者 (6.4%)、自営・自由業 (2.9%) となっており、約9割が給与生活者である(図4)。

図4 当事者の職業別

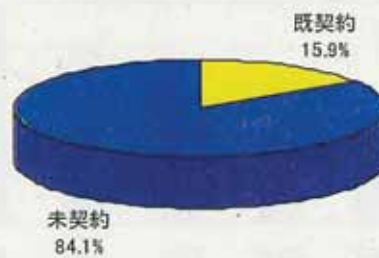


### (3) 契約

#### 1) 契約締結の有無

勧誘を受けて契約に至った相談は3,405件で、全体の約15.9%であった(図5)。

図5 契約締結の有無



#### 2) 契約金額 (※契約締結前でも契約金額がわかっている相談も含む。)

契約金額は1,000万円未満 (7.5%)、1,000万円～2,000万円未満 (19.3%)、2,000万円～3,000万円未満 (52.1%)、3,000万円～4,000万円未満 (11.0%)、4,000万円～5,000万円未満 (5.4%)、5,000万円以上 (4.4%) となっている。契約金額の平均は約2,500万円であった(図6)。

図6 契約金額



## 2. 相談内容

PIO-NETに登録された2万2,160件の相談を内容キーワード別にみると、「強引・強迫」に関するものは1万7,990件であった。件数とともに「強引・強迫」全体に占める割合も、年々増加している（図7）。



マンションの勧誘に関する相談のうち「長時間勧誘」に関するものは1,813件であった。件数とともに「長時間勧誘」全体に占める割合も増加傾向が見られる（図8）。



「夜間勧誘」に関する相談件数は1,236件であった（図9）。



なお、2009年度の消費生活相談全体における「強引・強迫」「長時間勧誘」「夜間勧誘」のキーワードでみると、マンションの勧誘に関する相談は最も多いトラブルであった。